

第45回全国スポーツ少年団剣道交流大会 輸送・宿泊・弁当等の業務委託プロポーザル実施要領

公益財団法人新潟県スポーツ協会

1 目的

この要項は、「第45回全国スポーツ少年団剣道交流大会」（以下、「大会」という。）を実施するにあたり、輸送・宿泊・弁当等の業務（以下、「本業務」という。）を委託する旅行代理店をプロポーザルにより選定するために必要な事項を定める。

2 本業務の概要

第45回全国スポーツ少年団剣道交流大会輸送・宿泊・弁当等の業務委託仕様書（以下、「仕様書」という。）による。

3 応募方法等

(1) 応募しようとするものは、様式1の「応募届」を令和4年2月10日（木）午後5時までに公益財団法人新潟県スポーツ協会（以下「本会」という。）に提出（持参又はメール送信）すること。

(2) 質問がある場合は、様式3により令和4年2月14日（月）午後5時までに問合せ先記載のメールアドレスまで電子メールを送信すること。

なお、質問事項及び回答は、令和4年2月15日（火）から17日（木）までの間に応募者全員に同一内容で回答（送信）する。（掲載は質問事項のみとし、質問者は掲載しない）

(3) 応募後に、辞退する場合は、様式2を速やかに本会に提出すること。

4 参加資格

参加資格は次のとおりとする。

(1) 各都道府県に主たる営業所（本社又は本店、支店等）を置くものであること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。

(4) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

(6) 新潟県から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中の者でないこと。

(7) 新潟県が賦課税徴収する全ての県税並びに消費税及び地方消費税について未納のない者。

(8) 常に連絡調整ができるよう体制を整えられる者であること。

(9) 事前準備及び大会期間、また精算時において緊急時を含め迅速な対応が可能な事業者であること。

(10) 過去において今回と同種または類似の業務を行った実績がある者。

5 企画提案書の提出

(1) 応募者は、本実施要領及び仕様書等に基づき企画提案書を作成し、下記により提出のこと。

なお、いずれも紙媒体とし、電子データでの提出は不要とする。

ア 必須提出物

① 企画提案書（会社の基本情報及び1～9項目の提案事項記入）

② 見積書（各社の様式による。ただし、仕様書に基づく内訳を明記すること。）

※①の企画提案書は次のとおり。

・A4判（表紙は縦とし、表紙以外は縦・横問わず、混在も可。）とする。

・枚数制限なし

・カラー・モノクロ及び両面片面印刷は問わない。

※②の見積書には宿泊費、バス代、弁当等の「単価×必要数」を明記すること。

- イ 必須提出物以外に任意で参考資料等を提出することも可とする。(規格問わず)
その場合の提出部数は6部とする。
- ウ 提出部数 6部 (うち社印を押印したものは1部でよい。残り5部はコピー可。)
- エ 本会が追加資料の提示を求めた場合はそれに応ずること。

(2) 提出先等

- ア 本会事務所 (所在地等は下記11に記載)
- イ 提出期限は、令和4年2月21日(月)午後5時までとする。
- ウ 提出は持参、送付いずれでも可。

6 プレゼンテーション

審査のためのプレゼンテーションを次により行う。

- (1) 実施日 令和4年2月28日(月) ※集合時間等の詳細は、別途案内する。
- (2) 会場 デンカビッグスワンスタジアム会議室7
- (3) 方法 説明時間は、1社につき20分以内とし、提出した企画提案書に基づき行うこととする。
なお、説明時間は変更する場合があります、その場合は、事前に連絡する。
- (4) 注意事項
 - ・1社からの参加者は原則2名以内とする。
 - ・パワーポイント等を投影したプレゼンテーションは不可とする。

7 審査及び結果の通知

- (1) 本会に設置した審査委員会(令和4年2月28日(月)開催)において審査する。
なお、審査結果に対する異議申し立ては受け付けられないものとする。
- (2) 審査項目は下記のとおりとする。

ア 運営等

- ①過去において今回と同種または類似の業務を行った実績があるか。
- ②迅速かつ円滑な業務運営体制になっているか。(本会との連絡・連携を含む)
- ③緊急時の対応等が明確であるか。
- ④十分な人員配置がなされているか
- ⑤輸送業務について仕様書の内容を踏まえ提案されているか。また、工夫等があるか。
- ⑥宿泊業務について仕様書の内容を踏まえ提案されているか。また、工夫等があるか。
- ⑦弁当業務について仕様書の内容を踏まえ提案されているか。また、工夫等があるか。
- ⑧運営に関して特に評価すべき点があるか。
- ⑨大会趣旨を踏まえ、総合的な観点で安全・安心・確実に遂行できるか。

イ 経費

経済的かつ合理的な見積もりとなっているか。

ウ その他提案

- ①参加者にとって魅力ある提案があるか。
- ②主催者にとって有益な提案があるか。

- (3) 審査結果は、令和4年3月1日(火)までにメールで通知する。
- (4) 公平性の観点から審査委員会構成員は応募者に公開(回答)しない。
- (5) 審査委員会の審査内容等の一切は、公表しない。

8 プロポーザルに係るスケジュール

| 項目 | 日程 |
|-----------|-----------------------------|
| 応募期間 | 令和4年2月7日(月)から2月10日(木)午後5時まで |
| 質問受付期間 | 令和4年2月7日(月)から2月14日(月)午後5時まで |
| 質問回答期間 | 令和4年2月15日(火)から2月17日(木)まで |
| プレゼンテーション | 令和4年2月28日(月) |
| 審査結果の通知 | 令和4年3月1日(火)まで |

9 留意事項

- (1) 次の事項に該当する場合は、当該応募は無効又は失格となることがある。
 - ア 提出書類の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき。
 - イ 提出すべき事項の全部又は一部が記載されていなかったとき。

ウ 虚偽の内容が記載されているとき。

- (2) 重複応募の禁止
法人ごとに一つの応募とする。
- (3) 共同企業体の応募
複数企業による共同企業体（JV）での応募は認めない。
- (4) 内容変更の禁止
提出された書類の内容を変更することはできない。（軽易な誤りなど、本会が承認する場合を除く。）

10 その他

- (1) 企画提案書の作成及び応募に関する費用は、全額応募者の負担とする。
- (2) 企画提案書（参考資料等を含む）は、応募者に返却しない。
- (3) 審査委員会で選定した旅行代理店との本業務に係る契約が不調の場合は、審査において次点となった旅行代理店と同様の手続きを行うものとする。

11 企画提案書提出及び問い合わせ先

〒950-0933

新潟県新潟市中央区清五郎 67 番地 12 デンカビッグスワンスタジアム内
公益財団法人新潟県スポーツ協会 スポーツ推進課

TEL 025-287-8600 FAX 025-287-8601

E-mail suposyo@niigata-sports.or.jp (担当：赤沼・澁谷)

spol@niigata-sports.or.jp

※質問等を送信する場合は、必ず上記の2つのメールアドレスに送信すること。

第 45 回全国スポーツ少年団剣道交流大会輸送・宿泊・弁当等の業務委託仕様書

公益財団法人新潟県スポーツ協会

【用語の定義】

「参加者」：団員、指導者、応援者（保護者等）

「役員等」：日本スポーツ少年団役員、次年度開催県正規視察員、全日本剣道連盟役員、運営スタッフ、審判員・競技役員

1 件名

第 45 回全国スポーツ少年団剣道交流大会（以下「大会」という。）輸送・宿泊・弁当等の業務委託（以下「本業務」という。）

2 委託期間

契約締結日から令和 5 年 3 月 31 日まで

3 委託場所

公益財団法人新潟県スポーツ協会（以下「本会」という。）の指定する場所

4 大会概要

(1) 目的

団員にスポーツの喜びを経験する機会と、より伸びるための研修の場を与え、剣道を通じて団員相互の交流を深め、仲間意識と連帯を高めることにより、スポーツ少年団活動を一層豊かなものとし、地域における団活動の活性化を図ることを目的として実施する。

(2) 事業の主権者（予定）

公益財団法人日本スポーツ協会日本スポーツ少年団、一般財団法人全日本剣道連盟
公益財団法人新潟県スポーツ協会新潟県スポーツ少年団、一般財団法人新潟県剣道連盟

(3) 開催期間

令和 5 年 3 月 25 日（土）～27 日（月）

(4) 会場

謙信公武道館（新潟県立武道館）
新潟県上越市戸野目古新田 375（上越総合運動公園内） TEL：025-520-8897

(5) 大会参加者予定人数

①参加単位団 384 名

内訳 全国 48 チーム 団体戦 1 チーム 6 名（指導者 1 名・小学生団員 5 名）
個人戦 2 名（中学生団員男女各 1 名）

②日本スポーツ少年団役員 3 名

③次年度開催県正規視察員 3 名

④全日本剣道連盟役員 3 名

※①は最大値。②～④は予定数。見積書作成時は上記人数を基準として作成すること。

(6) その他

別紙「交流大会基本日程」を参照のこと。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点からプログラムを変更する場合がある。

5 輸送・宿泊・弁当見積もり

(1) 宿泊 上限 11,000 円/名【1泊2食、サービス料・税込み（入湯税含む）】

【宿泊者人数の概数】（予定）

| 区分 | 種別 | 内訳 | 小計 | 泊数 |
|-------|-----------|----------|------|----|
| 参加単位団 | 指導者 | 1名×48チーム | 48名 | 2泊 |
| | 団員（小学生男子） | 3名×48チーム | 144名 | 2泊 |
| | 団員（小学生女子） | 2名×48チーム | 96名 | 2泊 |
| | 団員（中学生男子） | 1名×48チーム | 48名 | 2泊 |
| | 団員（中学生女子） | 1名×48チーム | 48名 | 2泊 |

| | | | | |
|-----|-------------|---|-----|----|
| 役員等 | 日本スポーツ少年団役員 | / | 3名 | 2泊 |
| | 次年度開催県視察員 | | 3名 | 2泊 |
| | 全日本剣道連盟役員 | | 3名 | 2泊 |
| | 運営スタッフ | | 30名 | 2泊 |
| | 審判員・競技役員 | | 20名 | 2泊 |

※男女の構成比や運営スタッフ、審判員・競技役員の人数は、変更する場合がある。

(2) 昼食弁当 上限1,000円/名【お茶付・税込み】

【弁当配布計画】(予定)

| 区分 | 配布数(最大) | | |
|-------------|----------|----------|----------|
| | 3月25日(土) | 3月26日(日) | 3月27日(月) |
| 団員・指導者 | 384個 | 384個 | 384個 |
| 日本スポーツ少年団役員 | 3個 | 3個 | 3個 |
| 次年度開催県正規視察員 | 3個 | 3個 | 3個 |
| 全日本剣道連盟役員 | 3個 | 3個 | 3個 |
| 運営スタッフ | 50個 | 50個 | 50個 |
| 審判員・競技役員 | 20個 | 50個 | 50個 |
| 合計 | 473個 | 493個 | 493個 |

※昼食弁当数は、参加者数により変更する場合がある。

(3) 輸送 【輸送計画】(予定)

3月25日(土)

目的：上越妙高駅及び直江津駅から謙信公武道館までの計画輸送

経路：上越妙高駅⇒謙信公武道館・直江津駅⇒謙信公武道館

乗車人数：最大384人(団員・指導者)及び役員等59人

備考：事前に往復の来会調査を実施するので、実際は最大数とならない場合がある。

3月25日(土)

目的：謙信公武道館から各宿舎までの計画輸送

経路：謙信公武道館⇒各宿舎

乗車人数：最大384人(団員・指導者)及び役員等59人

備考：開会式終了後に一斉移動

3月26日(日)

目的：各宿舎から謙信公武道館までの計画輸送

経路：各宿舎⇒謙信公武道館

乗車人数：最大384人(団員・指導者)及び役員等59人

3月26日(日)

目的：謙信公武道館から各宿舎までの計画輸送

経路：謙信公武道館⇒各宿舎

乗車人数：最大384人(団員・指導者)及び役員等59人

備考：26日の全ての試合が終了後に一斉移動

3月27日(月)

目的：各宿舎から謙信公武道館までの計画輸送

経路：各宿舎⇒謙信公武道館

乗車人数：最大384人(団員・指導者)及び役員等59人

3月27日(月)

目的：謙信公武道館から上越妙高駅及び直江津駅までの計画輸送

経路：謙信公武道館⇒上越妙高駅・謙信公武道館⇒直江津駅

乗車人数：最大384人(団員・指導者)及び役員等59人

備考：閉会式終了後に一斉移動・事前に往復の来会調査を実施

6 業務委託の内容

(1) 宿泊について

- ア 参加者、役員等の宿泊は、旅館等（旅館業法の許可を受けた営業を行うホテル、旅館及び簡易宿泊所をいう。）を利用するものとし、大会にふさわしい宿泊内容とすること。
- イ 団員は小学生及び中学生であることから、風紀上及び衛生上支障があると認められる宿舎は利用しないものとする。
- ウ 団員・指導者の宿舎は、環境、競技会場までの交通状況並びに都道府県別及び男女別を考慮して配宿する。（指導者は個室が望ましい。）
- エ 役員等の宿舎は、環境、競技会場までの交通状況を考慮するとともに原則2か所以内で宿泊できるものとし、原則として個室又はツインルームとする。
- オ 応援者（保護者等）の宿泊を斡旋すること。なお、団員・指導者とは別の宿舎を設定すること。
※無観客実施となった場合は、斡旋を中止する場合がある。
- カ 1泊あたりの宿泊費（2食付）の上限は、1人 11,000 円（サービス料・税込み（入湯税含む）以内とする。
- キ 献立のバランス、調理方法、衛生面の配慮がなされていること。（弁当も同様）
- ク 食物アレルギーのある参加者がいた場合は、追加料金なしの同単価で食べられる食品等への配慮をすること。（弁当も同様）
- ケ 宿舎における朝食・夕食の食事はスムーズに行えるようにすること。
- コ 客室の利用時間は、原則入宿日の15時以降、出発日の10時までとする。
- サ 団員部屋の有料放送は停止し、外線電話は使用不可とし、冷蔵庫は空とする。
- シ 参加者の前・後泊について対応すること。なお、前・後泊の宿舎は大会期間中と同じ宿舎が望ましい。
- ス 宿泊申込者受付のための担当を配置し、問合せ・申込に関する対応を行うこと。
- セ 参加者への決定通知及び本会への連絡を行うこと。
- ソ 最新の「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン（全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会、日本旅館協会、全日本シティホテル連盟）に沿った感染予防対策を行うこと。

(2) 昼食について

- ア 大会最終日の団員・指導者の昼食（弁当・お茶付）の確保（納品・ごみの回収含む）
- イ 大会期間中の大会役員・スタッフ等の昼食（弁当・お茶付）の確保（納品・ごみの回収含む）
- ウ 弁当（お茶付）は、税込み1,000円以内とする。
- エ 3月25日（土）～26日（日）の昼食弁当は、宿泊費に含め、1泊3食で計上すること。
- オ 食中毒発生時の処理（責任）体制を整えること。（宿舎も同様）
- カ 応援者（保護者等）の昼食（弁当）を斡旋すること。
- キ 昼食弁当のメニューは3日間異なること。
- ク 昼食弁当の配布等に係る新型コロナウイルス感染症等の感染予防対策を行うこと。

(3) 輸送について

- ア 大会期間中における団員・指導者、役員等の会場及び宿舎、指定駅（上越妙高駅・直江津駅を想定）をつなぐ適切な輸送手段を手配すること。
- イ 安全かつ確実な輸送を確保すること。
- ウ 本会が指定した日時に確実・安定的に配車すること。
- エ 交通状況、都道府県、チーム、乗車人数等を考慮のうえ配車すること。
- オ 参加者、役員等の交通機関等の行程や照会について対応すること。
- カ 輸送中の事故等は、旅行代理店が責任もって対応すること。
- キ 最新の「バスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」（日本バス協会）及び「貸切バスにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン」（貸切バス旅行連絡会）に沿った感染予防対策を行うこと。

(4) 緊急時の対応について

大会期間中における事故発生等、緊急時における本会の要請に対応できる体制を確立すること。

(5) 新型コロナウイルス感染症対応について

本業務の実施にあたっては、別添の「【第1版】令和3年11月11日 日本スポーツ少年団 日本スポーツ少年団各種事業等における新型コロナウイルス感染拡大防止に関する基本方針」に基づき、感染対策を行うこと。

(6) 契約について

本会内に設置する審査委員会で審査し、本会と旅行代理店において本業務に係る契約を締結する。

(7) その他

- ア 本仕様書に明記されていない事項で大会運営に関する付帯業務を追加発注する場合がある。
なお、旅行代理店の事情による提案申請内容に変更が生じた場合は、契約金額の増額変更契約は行わない。
- イ (公財) 日本スポーツ協会の事情または主催者が管理できない事由(天災地変や伝染病の流行等)により開催を中止した場合は、(公財) 日本スポーツ協会が大会準備に係る費用及びキャンセル料等を精査のうえ、本会から旅行代理店に支払うものとする。

全国スポーツ少年団剣道交流大会基本日程

| 期日 時間 | 第 1 日 ○ 月 ○ 日 (○) | 第 2 日 ○ 月 ○ 日 (○) | 第 3 日 ○ 月 ○ 日 (○) |
|----------|--------------------------|-----------------------------|------------------------|
| 6:00 | | | |
| 7:00 | | 起床・朝食・移動 | |
| 8:00 | | 審 判 会 議 | 起床・朝食・移動 |
| 9:00 | | | |
| 10:00 | | 団体戦予選リーグ | 団体戦決勝トーナメント |
| 11:00 | 受 付 ・ 集 合 | | 個人戦男女 決勝トーナメント |
| 12:00 | 指導者会議・団員研修 オリエンテーション | | 閉 会 式 |
| 13:00 | 昼 食 | 昼 食 | 昼 食 ・ 解 散 |
| 14:00 | 開 会 式 | 個 人 戦 男子予選リーグ 女子予選リーグ | |
| 15:00 | 団 員 基 本 練 成 指 導 者 研 修 | | |
| 16:00 | 交 歓 交 流 会 | 交 流 稽 古 会 | |
| 17:00 | 移 動 | 移 動 | |
| 18:00 | | | |
| 19:00 | 夕 入 食 浴 | 夕 入 食 浴 | |



【第1版】令和3年11月11日
公益財団法人日本スポーツ協会日本スポーツ少年団

日本スポーツ少年団各種事業等における 新型コロナウイルス感染拡大防止に関する基本方針

<用語の定義>

「主催者」:当該事業主催団体(日本スポーツ少年団、開催県スポーツ少年団ほか)

「参加者」:団員、指導者、受講者、保護者ほか

「運営者」:役員、審判員、通訳、講師、運営スタッフほか

はじめに

新型コロナウイルス感染症の拡大により、多くのスポーツ少年団事業や活動の制限を余儀なくされており、その再開にあたっては、感染状況等を踏まえた対応が求められています。

本方針は、公益財団法人日本スポーツ協会(以下「JSPO」という。)が公益財団法人日本パラスポーツ協会と連携し、スポーツ庁からの助言を得て作成した「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」等に準じて、日本スポーツ少年団各種事業を実施するにあたってとりまとめたものです。

当該事業の開催都道府県スポーツ少年団におかれましては、当該事業を実施するにあたり、本方針を参考として、準備・対応いただきますようお願いいたします。

また、参加者、運営者に対しては、子どもたちの活動機会の確保、当該事業の安全な運営を担う一員として、定められた感染防止対策を遵守するとともに、体調管理に最大限の注意を払っていただくよう周知のほどお願いいたします。

なお、都道府県・市区町村・単位スポーツ少年団が、本方針を参考に事業等を実施する場合は、当該地方自治体の方針に従うことを大前提としうえて、各々の状況等を踏まえた対応をお願いいたします。

1. 基本的な感染防止対策

- (1) 「3密※」の回避 ※密閉空間、密集場所、密接場面
- (2) 人と人の距離をとる(Social distancing:社会的距離)
 - 競技会場等では、参加者が不用意に混合しないよう、適宜ゾーニングを行うこと。
- (3) 飛沫感染・接触感染の防止
 - 大声を出しての会話・応援、鳴り物を使った応援、握手・ハイタッチ、円陣・声だしなどは控えること。
 - タオル、コップ、ペットボトル、道具等の共有は控え、可能な限り個々人で準備・使用すること。
 - 人と人が対面する場所はアクリル板、透明ビニールカーテン、フェイスシールド、手袋等による遮蔽、対応を行うこと。また、出展ブース等における金銭等のやり取りはトレーを介して行うこと。
- (4) マスク着用の徹底
 - マスクを着用して運動やスポーツを行った場合、十分な呼吸ができず人体に悪影響を及ぼす可能性があることや、熱放散が妨げられることで熱中症のリスクが高くなることを周知すること。
 - 息苦しさを感じた時はすぐにマスクを外すことや休憩を取る等、無理をしないことについても周知すること
- (5) 消毒、換気の励行
 - 当該事業期間中は、石けんによる手洗いや手指消毒用アルコールによる消毒を励行すること。
 - 当該事業期間中は、人と人が対面する場所の換気を徹底すること。

- 特に、不特定多数の参加者が利用する場所・触れる箇所はこまめに消毒、換気を行うこと。
- (6) 参加者および運営者の体調管理
- 体温 37.5℃以上または発熱症状の自覚、強いだるさ(倦怠感)、息苦しさ(呼吸困難)、咳、喉の痛み、鼻水、頭痛などの症状、味覚や嗅覚の異常など、新型コロナウイルス感染が疑われる場合または濃厚接触者の疑い等がある場合は、参加を見送るあるいは主催者に速やかに報告すること。
 - 体調管理にあたっては、厚生労働省の接触確認アプリ「COCOA」や体温・体調記録アプリ等を活用することが望ましい。

2. 実施前

(1) 感染防止対策遵守の徹底

- 参加者および運営者に対して、子どもたちの活動機会の確保、当該事業の安全な運営を担う一員として、定められた感染防止対策の遵守を周知・徹底すること。
- 主催者は、参加者および運営者の安全を確保する観点から、所定の感染防止対策を遵守できない参加者、新型コロナウイルス感染が疑われる参加者、当該参加者が所属するチームの参加資格の取り消し等を行う場合がある。

(2) 体調管理

- 参加者(特に大会出場チームの指導者、保護者)および運営者に対して、自身および周りの団員等の一定期間の健康状態をこまめに確認・把握し、感染者・クラスターの発生防止に努めるよう周知すること。

(3) 移動

- 参加者及び運営者に対して、公共交通機関等を利用して移動する際は、マスクの着用、石けんによる手洗い、手指消毒用アルコールによる消毒などの基本的な感染予防に取り組むよう周知すること。

3. 実施期間中

(1) 感染防止対策遵守の徹底

- 上記「2. 実施前」(1)の通り

(2) 宿泊

- 参加者の配宿予定宿泊施設に対し、宿泊施設説明会等の機会を通じ、最新の「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン(全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会、日本旅館協会、全日本シティホテル連盟)」の遵守を依頼すること。

(3) 食事

- 参加者および運営者に対して、飲食時は明示した場所で黙食し、飲食後は速やかにマスクの着用を周知、徹底すること。また、ゴミは原則持ち帰るよう指示すること。

(4) 移動

- バス事業者に対し、最新の「バスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」(日本バス協会)及び「貸切バスにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン」(貸切バス旅行連絡会)に沿った感染予防対策(バス車内における手指消毒剤の装備、運行中の車内換気、作業終了後の車内消毒等)の確実な実践の遵守を依頼すること。

(5) 大会・講習会等

- 開会式(開始式)・表彰式等は、感染防止の観点から実施しないことが望ましい。実施する場合は、参加人数の制限による間隔の確保やプログラムの見直しによる時間短縮などの対策を講じること。また、必要に応じて、来場者(観客)の制限について検討し、必要な措置を講ずること

4. 実施後

(1) 体調管理

- 参加者(特に大会出場チームの指導者、保護者)および運営者に対し、事業終了後も引き続き自身および周りの団員等の健康状態をこまめに確認・把握し、感染者・クラスターの発生防止(帰省後の児童生徒、学校関係者等への2次感染防止、小・中・義務教育学校等における教育活動の継続貢献)に努めるよう周知すること。
- 当該事業参加者・運営者に対して、当該事業終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合、濃厚接触者の有無等について主催者へ速やかに報告するよう周知すること。

(2) 移動

- 上記「2. 実施前」(4)の通り

5. 新型コロナウイルス感染が疑われる体調不良者あるいは陽性者が発生した場合

(1) 当該者が参加者の場合

- 当該事業への当該者の参加は認めない。なお、原則として、当該者が所属するチームの当該事業への参加を認めない。併せて、当該事業の中断または中止について協議を行う。
- 感染拡大防止のため当該者を隔離する。また、主催者は速やかに情報を共有するとともに、あらかじめ調整していた医療機関等へ連絡する。あわせて、自治体の衛生部局等や保健所等の関係機関に連絡し、指示に従う。
- 当該者の行動歴の確認において、他の参加者、運営者等に濃厚接触の疑いがある、あるいは競技会場・宿泊施設の往来が確認された場合は、保健所の調査等を受け、主催者は協議のうえ対応を決定し、結果を当該者等へ報告する。
- なお、協議の結果、当該事業の再開が可能と判断した場合は再開できるものとし、協議結果を当該者等へ報告する。

(2) 当該者が運営者の場合

- 当該事業への当該者の参加は認めない。併せて、当該事業の中断または中止について協議を行う。ただし、当該者の従事業務等に鑑み、当該事業の実施に支障をきたさないことが明らかな場合はこの限りではない。
- 当該者の行動歴の確認において、他の参加者、運営者等に濃厚接触の疑いがある、あるいは競技会場・宿泊施設の往来が確認された場合は、保健所の調査等を受け、主催者は協議のうえ対応を決定し、結果を当該者等へ報告する。

6. その他

- (1) 当該事業の実施有無は、主催者が参加者・運営者等の安全確保を最優先に、総合的に勘案のうえ決定する。

<特に考慮する事項>

- 当該事業開催県等における緊急事態宣言、まん延防止等重点措置区域の発令有無
- 当該事業開催県等における新型コロナウイルス感染状況(新規感染者数ほか)
- 当該事業の新型コロナウイルス感染対策状況(医療体制ほか)
- 当該事業運営者、会場等の確保・準備状況
- 当該事業参加者(チーム)の選考・参加状況

- (2) 本方針は、都道府県・市区町村・単位スポーツ少年団が実施する事業等において拘束力を持つものではない。

- (3) 競技固有の特性により必要となる対策については、各中央競技団体等が定めるガイドラインを参照すること。

- (4) 本方針の作成にあたり準拠した「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」(令和3年2月15日付)は、当該時点で得られている知見等に基づいて作成されたものであり、今後の知見の集積及び各地域の感染状況を踏まえて、逐次見直すことが

ある。これに伴い、本方針についても内容を見直す可能性がある。

- (5) 新型コロナウイルス感染症を理由とした差別や偏見、誹謗中傷等は決して許されるものではない。各種事業に関係する者全てが、正しい知識・情報に基づくサポート、感染拡大防止に向けた体調管理・衛生管理、個人情報保護の徹底に協力する必要がある。

<参考>

「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」(令和3年11月5日更新版・JSPO)

「中央競技団体作成ガイドライン」、「関係スポーツ団体作成ガイドライン」

<https://www.japan-sports.or.jp/about/tabid1278.html>

新型コロナウイルス感染症について(厚生労働省ホームページ)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

新型コロナウイルス感染症に関する差別・偏見の防止に向けて

(文部科学省ホームページ 令和3年8月25日更新)

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00122.html